様式第１１号(第９条関係)

年　　月　　日

(申請(代表)者)　様

八頭町長

許可取消通知書

年　　月　　日付第　　　号で許可した鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり取り消します。

　つきましては、許可証(及び従事者証)を速やかに返納してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の取消理由 |  |
| 許可の取消年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 備考 | 1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に審査請求をすることができます。  2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、町長を被告として、町の事務所の所在地を管轄する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |